

平成29年4月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成28年（行コ）第403号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件
(原審 東京地方裁判所平成27年(行ウ)第668号)

平成29年2月22日口頭弁論終結

判決

控訴人 社会福祉法人X

被控訴人 国

処分行政庁 中央労働委員会

被控訴人補助参加人 Z

主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は控訴人の負担とする。

事実及び理由

(前注) 略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中央労働委員会が中労委平成26年（不再）第17号事件について平成27年9月16日付けで発した命令のうち、主文第1項を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人補助参加人（補助参加人）が、東京都労働委員会（都労委）に対し、控訴人の各種行為が労働組合法（労組法）7条所定の不当労働行為に当たるとして救済申立てをし、原判決別紙1記載のとおり、その一部を認容する初審命令（本件初審命令）が発せられたが、これを不服として中央労働委員会（中労委）に対する再審査申立て（本件再審査申立て）をしたところ、中労委が原判決別紙2記載のとおり、都労委の認定していた不当労働行為についての救済方法を追加し、その余の再審査申立てを棄却する命令（本件命令）を発したことから、控訴人が、被控訴人に対し、本件命令中の中労委が救済方法を追加した主文第1項（本件対応命令）部分の取消しを求める事案である。

- 2 原審は、控訴人の請求を棄却した。
- 3 控訴人は、控訴し、上記第1のとおりの裁判を求めた。
- 4 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決14頁8行目の「51頁」を「52頁」に改め、18頁4行目の「第7条第2項」を「第7条第2号」に改め、23頁6行目の「労働条件に不利益変更」を「労働条件の不利益変更」に改めるほかは、原判決の事実及び理由の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求には理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、2のとおりに控訴人の当審における主張に対する判断を付加するほかは、原判決の事実及び理由の第3に記載のとおりであるから、これ

を引用する。

- (1) 原判決34頁12行目の「B1」を「B1」に改め, 38頁4行目の「(「7. 23要求書」)」を「(以下「7. 23要求書」という。)」に改め, 16行目から17行目にかけての「抗議及び団体交渉要求書」を「抗議及び団交要求書」に改め, 42頁9行目の「(「9. 18要求書」)」を「(以下「9. 18要求書」という。)」に改め, 43頁21行目冒頭から22行目末尾までを削除し(なお, 「セ」は欠番とする。), 52頁5行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「ノの2 控訴人は, 平成20年10月28日, 本件就業規則改定を行った。(前提事実(3)ウ)」

- (2) 原判決52頁26行目の「に本件」を「の」に改め, 53頁11行目の「本件」を削除し, 55頁3行目の「第20回」を「第21回」に改め, 5行目の「したが,」の後に「控訴人は」を加え, 58頁8行目の「それまで」の後に「の」を加え, 59頁6行目の「団体交渉の」を「団体交渉に」に改め, 62頁18行目の「B2副理事長」を「B2理事長(当時は副理事長)」に改め, 21行目の「ところ」の後に「, 第21回団交後の控訴人の不誠実な交渉対応は」を加え, 22行目の「求める」を「求め, B3弁護士による発言を阻止する」に改め, 64頁26行目の「解散決議後」を「解散決議前後(解散の方針を提示後)」に改める。

2 (1) ア 控訴人は, 当審において, 本件対応命令は抽象的で, 刑事罰を伴う行為規範であることを考えれば, 本件命令の理由と合わせて読んでも禁止行為の対象が判然としておらず, 違法である旨改めて主張する。しかし, 原判決30頁の2記載のとおり, 本件命令において認定されている不当労働行為の内容, 控訴人に対する懸念の内容, 及び, 本件対応命令を発令する趣旨を考慮すれば, 本件対応命令の具体的な内容は原判決32頁のウ記載のとおりと理解することができるから, 上記控訴人の主張を採用することはできない。控訴人は, 本件対応命令の内容を理解するに当たり, 本件命令中の「救済方法について」のみを判断材料とすべきかの主張もするが, 「労組法第7条第2号の成否」をも参酌することが許されないとする理由はなく, むしろ, 控訴人が行った過去の不当労働行為の内容に係る当該項目も当然に参酌されるべきである。

イ 控訴人は, また, 補助参加人や被控訴人も, 本件対応命令の内容を別異に解しているとも主張するが, 控訴人指摘の平成28年4月28日付け補助参加人準備書面(1)の4頁の記載は本件対応命令の内容について補助参加人が理解しているところを過不足なく表現した文脈であるなどとは到底いえない箇所であるから, これをもって補助参加人が理解した本件対応命令の内容であるなどとは解し得ないし, 控訴人指摘の被控訴人の答弁書の3ないし4頁の記載も, 訴状(7頁)の記載から, 本件対応命令について控訴人は団体交渉に必ず応諾しなければならない義務を定めたものであると理解しているとの前提で, これに

反論し、「応諾」ではなく、誠実な「対応」を求めていにすぎず、これは労組法第7条第2号の範疇を超えるものではないと反論しているにすぎない(その意味で、議題の特定性についても論じる必要がない)箇所であって、これをもって、被控訴人の本件対応命令の内容についての主張が変遷しているなどということはできない。

ウ さらに、控訴人は、本件においては、本件対応命令のように抽象的な作為命令とするだけの根拠（具体的に特定することが技術的に困難であるとか、抽象的にしなければ使用者の脱法手段を招くおそれがあるなど）を欠くとも主張するが、上記のとおり、原判決32頁のウ記載のとおりに本件対応命令の内容を理解することは可能である上に、原判決59頁のウ記載のとおり、控訴人には将来の団体交渉において不誠実な対応に及ぶ懸念があり、救済内容として上記の程度の内容とする必要性、合理性が認められるというべきである。

(2) 控訴人は、また、①第20回及び第21回団交での補助参加人による発言妨害行為は執拗なものであり、その謝罪、反省、再発防止誓約がなかったから、以後の団体交渉を開催しないことには合理的な理由があった、②控訴人が限定した団体交渉の議題も、補助参加人が喫緊的課題として提示したものを受けたものであり、限定したとの評価は不当である、③これは第8回団交までとは関連性のない異種、異質な対応である（第8回団交までは、交渉出席者なしで発言者及び交渉手続を巡る応酬や、その応酬を捉えて団体交渉を拒否したものではない）、④第8回団交までは、本件解任や本件報告書という特定の議題との関係での控訴人の不当労働行為が問題とされたものであり、特定の議題を離れて開催条件を付して団体交渉が開催されなくなったのは第21回団交後にすぎないから、関連性を欠く、⑤第9回団交から第19回団交までは問題なく開催されていたなどとして、控訴人が将来、第8回団交までと同様の対応に及ぶ懸念はないとも主張する。しかし、①及び②については、原判決64頁の(5)記載のとおり、議題を限定したとの評価を受けることは当然である上に、補助参加人の対応も妥当なものとはいえないとしても、団体交渉の開催に条件を付して第21回団交以後一切団体交渉を開催していないという控訴人の対応は行き過ぎであるといわざるを得ず、③及び④については、原判決61頁の(3)記載のとおり、内容面及び手続面での共通性を見出すことができるのであって、控訴人の第21回団交以後の対応をも斟酌した上で、第8回団交までの不当労働行為に対する救済方法として中労委が本件対応命令を発したとしても、裁量権の逸脱又は濫用に当たるということはできず、このことは⑤に係る事情を考慮したとしても何ら変わりはないのであって、控訴人の上記主張を採用することはできないものといわざるを得ない。

3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部